

法務省「無罪判決、真摯に受け止める」

大椿ゆうこ議員の質問で(5/26参院決算委員会)

大椿ゆうこ議員が5月26日の参議院決算委員会で「人質司法」と「関西生コン事件」を再度取り上げ、今回は法務省の見解を質した。

2月京都事件、4月加茂生コン事件と今年に入っても無罪判決があいつぐなか、4月21日決算委員会における警察庁答弁と同様、法務省も「無罪判決は真摯に受け止める」と答弁せざるをえなかった。他方、法務省と検察庁の「黙秘権」に対する認識については改めて驚かされるばかり。この点については5月11日付朝日新聞が掘り下げた記事を掲載している。(3ページ参照)

なお、決算委員会の質問動画は「大椿ゆうこ事務所 Youtube」で視聴することができる。

* * * * *

●「人質司法」と威圧的な取調べ

大椿議員「大川原化工機事件、袴田事件、プレサンス事件など無実の方に濡れ衣を着せる捜査手法に社会的批判が広がっている。プレサンス事件では検察官が被疑者に「検察なめんなよ」などと罵声を浴びせ、机を叩いて威嚇をした。

検察官の威嚇、威圧、人格攻撃を伴う取り調べは被疑者を萎縮させ、結果として冤罪事件を引き起こすことにつながる。法務省はこのような捜査手法を認め、勸めているのか」
鈴木馨祐法務大臣「個別事件における検察当局の活動について法務大臣としてコメントすることは差し控えるが、一般論として、検察の活動に様々な厳しいご指摘をいただいていることは承知している。検察権の行使の適正さに疑いが生じるようなことがあれば検察の活動の基盤を揺るがす。当然のことながら個々の捜査・公判活動は検察当局において適切に行われていると考えている」

大椿議員「大事なところを明確に言っていない。検察官の威圧・威嚇・人格攻撃を伴う取り調べはやっちゃいけない、法務省はそんなこと勸めていないとはっきり言ってほしい」

鈴木法務大臣「捜査・公判活動は適切に行われるべき。私としてもしっかりと注意深く見守っていきたいと考えている」

大椿議員「見守ってはいけない」

●「黙秘権」の保障

大椿議員「5月11日付朝日新聞に、「黙秘権は「使えない武器」か／留置所から車椅子で連行／異例の提訴へ」と題した記事が出た。憲法が保障する黙秘権が保障されていない実態を法務省はどう受け止めているか。」

森本宏刑事局長「個別事件については答えを差し控える。一般論としていえば、拘留されている被疑者は捜査官による取調べへの出頭義務が認められている。出頭拒否など取調べに応じない被疑者に対しては、必要な有形力を行使して出頭を確保することも刑事訴訟法上

許されると解釈されている。捜査機関においては、黙秘権の意義を十分に理解した上で適切な対応を行っている」と承知している」

●「黙秘権」侵害の実態と労働組合つぶし発言

大椿議員「正当な労働組合活動が犯罪扱いされ、関生支部の組合員が大量逮捕・起訴された事件。国家賠償請求訴訟のなかで、検察官が取り調べで「労働組合を削る」「どんどん削る」と発言したことが明らかにされた。「労働組合を潰す」「解体する」と言っているとしたか受け止めようのない暴言だ。別の検察官は、組合員がくりかえし「黙秘します」「黙秘権の行使」と告げても、その意思表示を無視して、3日間にわたり労働組合脱退を働きかける発言をくりかえした。このような検察の言動は許されるのか。法務省は検察を指導すべきではないか」

森本刑事局長「個別事件における検察の活動に関する事柄であり、国家賠償請求訴訟が係属中でもあるので、法務当局としては答えを差し控える。一般論としていえば、検察権の行使の適正さに疑いが生じるようなことがあれば検察の活動基盤を揺るがしかねない。検察当局において適切に対応していくものと理解している」

●あいつぐ無罪判決の受け止め

大椿議員「憲法 28 条を尊重している立場であれば、こんなことできないはず。一連の関西生コン事件で、昨年までで 3 件のべ 11 名の無罪判決が確定。今年 2 月には労働争議の解決金受領が「恐喝」とされた京都事件の一审で、公訴事実 4 件すべてで現委員長と前委員長に完全無罪判決が出され、4 月には加茂生コン事件差戻し審でも 1 名に無罪判決。京都事件は検察が控訴したが、加茂生コン事件では検察が上告を断念して無罪判決が確定した。4 件のべ 12 名の無罪判決確定は、警察や検察の捜査に重大な誤りがあったことを示している。4 月 21 日決算委員会で警察庁は「無罪判決は真摯に受け止める必要がある」と答弁した。検察庁を所管する法務省はどのように受け止めているか」

森本刑事局長「個別の事件における裁判所の判断について法務当局として答えることは差し控えるが、検察当局においては無罪判決確定については真摯に受け止めているものと承知している」

大椿議員「法務省は真摯に受け止めていないのか」

森本刑事局長「法務省としても、検察を所管しているので、検察同様に無罪判決確定については真摯に受け止めている」

●産業別労働組合の理解について

大椿議員「産業別労働組合の活動についても憲法 28 条労働基本権保障の保護が及ぶかという点について認識を質したところ、厚労大臣も国家公安委員長（警察庁）も「保護は及ぶ」と答弁している。検察庁を所管する法務省も同様の認識に立っているか」

鈴木法務大臣「憲法 28 条については所管ではないから何ともいえないが、労働組合法 1 条 2 項の刑法の適用についてということであれば、労働者の団結権に基づいて結成された産業別労働組合についても労働組合法の保障は及ぶと認識している」

